

児童手当を受給されている皆さんへ

6月分以降の児童手当等を受けるには

現況届が必要です！

「現況届」は毎年6月1日の受給者の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護状況や生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。受給者の皆さんには6月上旬に「現況届」を発送しますので6月30日（月）までに住民福祉課または最寄りの役場庁舎窓口にて提出をお願いします。

「現況届」の提出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



■対象者

平成26年5月以前から児童手当を受けている人

■現況届に必要な添付書類

（全ての受給者）

- ① 請求者の健康保険証の写し
- ② 課税情報の確認に係る同意書

・平成26年1月1日現在、本村に住民登録がない方

前住所地从ら請求者および配偶者の児童手当用所得証明書（平成25年分）を発行してもらってください。

- ・単身赴任等で児童と別居している方
- ・児童の住所地の住民票謄本と別居監護申立書（各窓口にて用意しています。）

■所得制限について

児童手当には所得制限があります。父母等の所得が表中の所得制限限度額以上の場合、児童手当に代わり法律に基づく特例給付（支給対象の児童1人あたり月額一律5,000円）の支給となります。所得制限導入により所得の状況によって支給額が異なることになるため、父母等それぞれの所得を確認します。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※所得確認の結果、所得の低い方が受給者となっていた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
 ※「収入額の目安」は収入が給与と収入のみの方を想定した計算での目安の表記です。

注

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、表の額に老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

【問い合わせ】

役場 住民福祉課 TEL (62) 9195

健康と食のフッキング教室 参加者募集

村食生活改善推進員協議会では、健康寿命の延伸のために食を通じた健康づくり活動の一環として、健康と食のフッキング教室を行います。特に血圧が気になる人には参考になるかと思えます。簡単な料理ですので、料理初心者の方でも大歓迎！皆さんの参加をお待ちしています！

- 会場 白水保健センター
- 日時 6月25日(水) 午前9時30～午後1時
- 内容 生活習慣病予防に伴うバランス食の話、味噌汁の塩分測定、調理（災害時でも簡単に作れるバランスのいい料理）
- 定員 25名程度
- 参加費 無料
- 持ってくるもの エプロン、三角巾、筆記用具、味噌汁やスープ（※塩分測定をします）
- 申込み期限 6月18日(水)

【申し込み・問い合わせ】 役場 健康推進課保健係

TEL (62) 9180